

「事業承継イベント及びホームページ
運営業務委託」
企画提案募集要項

【申込先(書類提出先)及び問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局 経営支援課

担当:樋口、岩永

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前二丁目9番28号
福岡商工会議所ビル2階

TEL:092-441-2171 FAX:092-441-3211

Eメール:keieishien.EPB@city.fukuoka.lg.jp

1 趣旨

この要項は、事業承継イベント及びホームページ運営の業務委託先を選定するための提案競技について、必要な事項を定める。

なお、この提案競技における提案の選定が契約を約束するものではない。

2 事業概要

(1) 契約件名

事業承継イベント及びホームページ運営業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 事業費

上限額 金5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 事業実施の背景・目的

市内中小事業者では、事業承継への関心は高まりつつあるものの、自分事として捉えられず、気づきや相談に踏み出せないケースが多い。

本事業は、福岡市が主体となってイベントの開催及びホームページの運営を行い、市内の事業承継にかかわる関係機関と連携しながら、事業承継の必要性や支援策を分かりやすく発信することにより、事業承継を重要な経営課題と認識してもらい、事業者の早期の気づきや相談につなげることを目的とする。

(5) 業務内容

別紙1「企画提案用仕様書」のとおり

3 提案競技のスケジュール

募集開始（公示日）	令和8年4月17日（金）
質問締切	令和8年4月24日（金）17時
参加申込締切	令和8年5月1日（金）17時
企画提案書の締切	令和8年5月18日（月）17時
一次審査結果通知	令和8年5月20日（水）※提案者多数の場合のみ
提案競技審査会	令和8年5月22日（金）予定
最優秀提案者決定	令和8年5月26日（火）予定

※提案競技に関する説明会は実施しません。

質問がある場合は質問書（様式1）を提出してください。

※提案競技審査会、最優秀提案者決定のスケジュールは変更する可能性があります。

参加申込締切前に変更があった場合は、本募集の掲載ページ上で通知します。

参加申込締切後に変更があった場合は、提案者へ直接通知します。

4 この提案競技に参加する者に必要な資格

次の①～⑧に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することができない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも

該当する者でないこと。

- ② この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
〔措置要領が掲示されているホームページアドレス〕
<https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- ③ この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- ④ 市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)を滞納していない者であること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税(本税及び延滞金等)を滞納していない者であること。
- ⑥ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 法人格を有する者であること。
- ⑧ 複数の者で共同提案を行う場合、代表提案者は上記①～⑦のいずれも満たし、共同提案者は上記①～⑥を満たすこと。また、代表提案者及び共同提案者はこの提案募集への単独提案又は他の共同提案を行っていない者であること。

※最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合、又は福岡市に提出した書類に虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

5 メールによるデータの送信

質問及び企画提案書は、全て電子データで準備してください。

送付先は、すべて共通で表紙に記載の通り。

※なお、こちらへデータが送付されない場合は、表紙記載の問い合わせ先へご連絡ください。

6 質問

企画提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年4月24日（金）17時まで、質問書（様式1）を表紙記載の提出先に電子メールで送付してください。

質問への回答は、令和8年4月27日（月）までに市ホームページに掲載します。

7 参加の申し込み

(1) 参加申込期限

令和8年5月1日（金）17時

(2) 申込方法

下記資料を表紙記載の提出先に電子メールにより提出してください。

※ファイル形式はPDF（⑦⑩はExcel）としてください

※メールの容量は10MB以内でないと受信できません。

容量を超える場合はメールを適宜複数に分割してください。

※③～⑤の原本は令和8年5月21日（水）までに表紙記載の提出先へご提出ください。

(3) 提出書類

① 提案競技参加申込書（様式2）

※複数の者で共同提案を行う場合は、代表1者が「代表提案者」となって本様式を作成してください。

※提案競技審査会の実施日時点で「ふくおか『働き方改革』推進企業認定事業」の認定を受けている場合は、提案競技において加対象となりますので、認定の有無を記載してください。

② 提案者（企業・団体）の概要（様式3）

※企業パンフレット等があれば添付してください。

③ 登記事項証明書又は身分証明書及び登記されていないことの証明書

※法人の場合は、法務局発行の「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」を提出してください。

※個人の場合は、本籍地の市区町村発行の「身分証明書」及び法務局又は地方法務局発行の「登記されていないことの証明書」を提出してください。

④ 市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明

※福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出してください。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出してください。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出してください。

※証明書の種類は、「納税証明書（その3）」又は「納税証明書（その3の2）（その3の3）」を選択してください。

⑥ 誓約書（様式4）

⑦ 役員名簿（様式5）

※代表者及び役員の氏名、フリガナ、生年月日を記入してください。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。

⑧ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費内訳書・製造原価報告書がある場合は添付のこと）、株主資本等変動計算書を提出してください。法人設立2年未満で2年分の財務諸表が提出できない場合、直近の財務諸表1年分を提出してください。法人設立1年未満で財務諸表が提出できない場合は、事業計画書及び予算書を提出してください。

⑨ 共同提案者構成表（様式6、6-2）、コンソーシアム協定書（写）
※複数の者で共同提案を行う場合のみ提出してください。

⑩ 外部サービス利用要件確認票（様式9）
※業務の履行において外部サービスを利用する場合のみご提出ください。

(4) 提出部数

各1部

(5) 留意事項

○ 複数の者で共同提案を行う場合、各共同提案者は上記(3)②～⑩の書類を準備し、代表提案者が書類をとりまとめて提出してください。

○ 上記(3)③～⑤の書類は、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。

○ 法人設立1年未満で、上記(3)③～⑤の提出ができない場合は、その旨を記載した理由書（様式任意）を提出してください。

○ 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申込期限日が含まれている者にあつては、上記(3)③～⑧の書類の提出を免除します。

○ 参加申込受付後に、提案者番号（A社、B社など）を通知します。

○ 参加申込後に参加を辞退する場合は、代表提案者が、参加辞退届（様式9）に必要事項を記入のうえ提出してください。

○ 提出書類は、ファイル等の表装をしないでください。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年5月18日（月）17時

(2) 提出方法

表紙記載の提出先に電子メールで提出

※ファイル形式はPDF（10MB以内）としてください

(3) 提出書類

①企画提案書

※A4サイズ、20ページ以内（表紙、目次を作成した場合、ページには含みません。）で、「9 企画提案」をすべて記載してください。

なお、必ずページ番号を付してください。

②見積書（様式8）

(4) 留意事項

- 1者1提案とし、複数の提案は認めません。1者で複数の提案を行った場合は、最初の提案以外は無効とします。
- 提案内容は、契約締結後に、提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- いずれの書類も提案者名（企業・団体名）がわからないように、事前に通知する提案者番号（A社、B社など）を記載してください。なお、複数の者で共同提案を行う場合も、同様に提案者名がわからないようにしてください。

9 企画提案

別紙1「企画提案用仕様書」及び別紙2「企画提案評価表」（以下、評価表という）の内容を踏まえ提案してください。

10 提案内容の審査

福岡市が設置する審査会において、評価表の評価基準に基づき、提案内容を総合的に審査します。

(1) 一次審査（書類審査）

- 提案者が4者以上となった場合は、提出書類をもとに一次審査を行い、提案競技審査会（プレゼンテーション）対象者を3者程度に選抜します。
- 一次審査の実施の有無については、参加申込締切の翌日以降、速やかに全ての提案者へ連絡します。
- 一次審査の結果は別途、全ての提案者に連絡します。
（結果通知日：令和8年5月20日（火））

(2) 提案競技審査会

〔日時〕 令和8年5月22日（金） 予定

〔場所〕 福岡市が用意するWEB会議システム（Teamsを予定）を使用し、オンライン上で開催します。

※審査会当日に利用するWEB会議システムのURL等については、20日までにメールでお送りします。

※20日までに届いていない場合は、表紙記載の問い合わせ先へご連絡ください。

〔内容〕 プレゼンテーション10分、質疑10分程度（1者につき20分程度）

※企画提案書等、こちらへ提出済みの書類でご説明ください。

※プレゼンテーション途中で持ち時間（10分）を経過した場合、プレゼンテーション時間の延長は行いませんので、ご注意ください。

(3) 審査方法及び最優秀提案者の決定

- 提案競技審査会において、評価表に基づき提案内容の審査を行い、最も評価点の高い者を最優秀提案者として決定します。また、2番目に評価点の高い者を次点提案者とします。いずれの場合も、評価点が6割以上である必要があります。

※評価点が同点の場合は、重要項目の評価点が高い者を上位とし、重要項目の評価点も同点の場合は、審査員が協議のうえ決定します。

- 審査会参加者が1者の場合は、審査会における評価点が6割以上であれば、最優秀提案者として決定します。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和8年5月26日（火）までに最優秀提案者を市ホームページに掲載します。

(5) 留意事項

- プレゼンテーション審査に出席しなかった場合は、本提案競技を辞退したものとみなします。

11 失格

以下の①～④のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- ① 仕様書の内容を満たさない提案を行った場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査員等に対する不正な行為が認められた場合
- ④ 提案競技審査会に出席しなかった場合

12 提出書類の取扱い

- 書類提出後の提案内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りではありません。
- 提出書類の返却は行いません。提案競技への参加を辞退する場合も同様です。
- 提出書類は、審査の事務に必要な場合に複製することがあります。なお、審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となります。

13 契約の締結

最優秀提案者を契約の相手方候補として速やかに協議を行い、契約内容の詳細を確定し、令和8年6月初旬に契約を締結する予定です。

契約の締結に際し、締結前に契約保証金(契約金額の100分の10以上の額)の納付、発注者(市長)を被保険者とする履行保証保険契約の締結(契約金額の100分の10以上の保険金額)などによる履行保証が必要な場合があります。

最優秀提案者と契約締結に至らなかった場合は、次点提案者と協議を行います。

14 その他留意事項

- 提案に要する費用は、提案者の負担とします。
- 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- この提案競技に係る一切の資料を他の目的に使用することは禁止します。

【資料】

- 別紙1 企画提案用仕様書
- 別紙2 企画提案評価表

【様式】

- 様式1 提案競技質問書
- 様式2 提案競技参加申込書
- 様式3 提案者（企業・団体）の概要
- 様式4 誓約書
- 様式5 役員名簿
- 様式6、6-2 共同提案者構成表、コンソーシアム協定書
- 様式7 参加辞退届
- 様式8 見積書
- 様式9 外部サービス利用要件確認票
- 様式10 類似事業実績報告書

※指定の様式はありません。参加社数等わかるようにしてください。